

四日市市上下水道局告示第14号

農業集落排水処理施設の供用を開始するので、四日市市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第5条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年4月1日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

- 1 農業集落排水処理施設の供用及び下水の処理を開始する年月日

平成27年4月1日

- 2 農業集落排水処理施設の供用及び下水の処理を開始する施設の名称・位置と区域

- (1) 四日市市水沢町4783番地4、水沢東部地区浄化センターを終末処理場とする区域

水沢町、西山町、桜町の各一部

(四日市市上下水道局管理部生活排水課に備え置く図面のとおり)

(上下水道局管理部生活排水課)